

No.

# 中国肢体障害者リハビリテーション研究プロジェクト 実施協議調査団報告書

昭和62年1月

国際協力事業団  
医療協力部

医 協
J R
87-07





JICA LIBRARY



1054669[5]



中国肢体障害者リハビリテーション研究プロジェクト  
実施協議調査団報告書

昭和 62 年 1 月

国際協力事業団  
医療協力部

国際協力事業団		
受入 月日	'87. 5. 25	105
登録 No.	16467	947
		MCF

## は し が き

中国政府は、近代的リハビリテーション医療の発展のため日本政府に中国肢体障害者リハビリテーション研究センター設立に係る無償資金協力を要請し、昭和60年度より建設資機材及び医療機材の購入等に係る無償資金協力が実施された。

中国にとって肢体障害者リハビリテーションに関する臨床・研究及び教育・訓練の機能を持つ、近代的かつ総合的リハビリテーション施設の設立は初めてであるため、昭和60年12月中国政府は日本政府に対し本研究センターの運営に必要な人材養成に係るプロジェクト技術協力を要請した。

要請に基づき昭和61年3月に事前調査団を派遣し、その調査結果に基づき、中国側の具体的協力要請内容、技術協力の可能性、実施の問題点等を検討した結果、昭和61年11月本件技術協力の協議を行うため実施協議調査団を派遣した。

同調査団は中国政府関係当局と、本件技術協力実施に係る具体的事項について協議を行ない、その結果、双方で技術協力の内容に合意をみ、「討議議事録」「暫定実施計画」及び「覚書」に署名した。

本報告書は、実施協議調査団の協議内容及び調査事項についてとりまとめたものである。

ここに実施協議調査団員各位並びに同調査団派遣に御協力を賜った関係機関の各位に対し深甚なる謝意を表するとともに、今後とも本件技術協力の実施にあたり格別の御協力をお願いする次第である。

昭和62年2月

国際協力事業団

理事 末永昌介



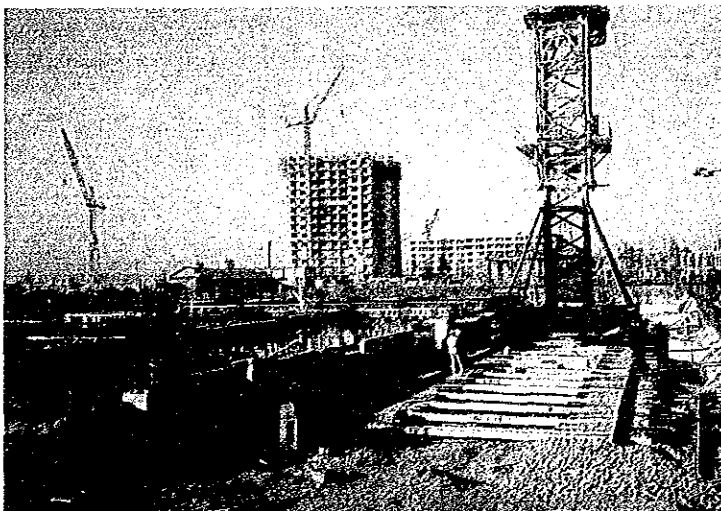




討議議事録（R/D）署名  
（中国残疾人福利基金会）  
（本部にて）

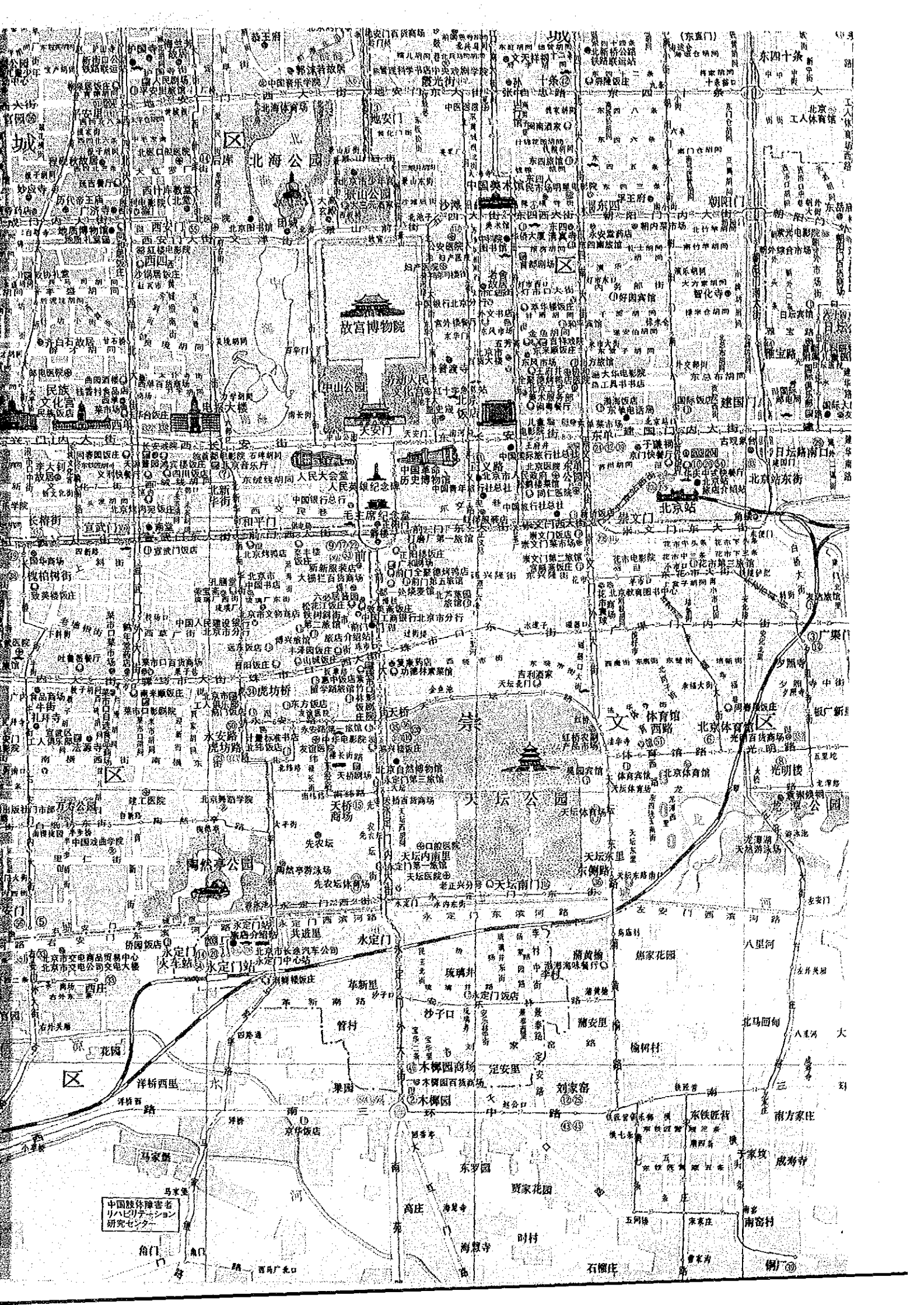


中国肢体障害者リハビリ  
テーション研究センター  
関係者との討議



中国肢体障害者リハビリテーション  
研究センター建設現場







## 目 次

1. 実施協議調査団派遣	1
1.1 調査団派遣の経緯と目的	1
1.2 調査団の構成	2
1.3 日 程 表	3
1.4 主要面談者	4
2. 要 約	5
3. 討議議事録の交渉経緯	7
3.1 交渉経緯	7
3.2 交渉上の問題点	10
3.3 討議議事録	12
3.4 暫定実施計画	42
3.5 覚 書	49
4. プロジェクト実施上の留意点	57
4.1 実施体制	57
4.2 実施計制	60
5. 長期調査員チーム報告	137



## 1. 実施協議調査団派遣

### 1.1 調査団派遣の経緯・目的

現在中国には8,000万人を越す身体障害者がいるといわれており、近年の国家経済の近代化にともない先進諸国に見られるように交通災害、スポーツ障害、労働災害、脳血管障害等による障害者が増加しており、これら障害者の治療及び社会復帰への対策が重要な国家的課題となってきた。

中国におけるリハビリテーションは伝統的な中国医学的に見れば長い歴史を持っているが、近代的リハビリテーションは先進諸国に比べかなり遅れをとっている。

このため1984年に中国の身体障害者に奉仕することを目的として設立された、中国残疾人福利基金会のもとで近代的・総合的リハビリテーションを実施するために、北京市内に「中国肢体障害者リハビリテーション研究センター」を建設することとなり、中国政府は日本政府に対しセンター建設に関する無償資金協力を要請越した。

これに対し、日本政府は昭和60年度及び昭和61年度にセンター建設に必要な、建設機材、医療資機材、これら供与資機材に関するコンサルタント業務及び特定部分の設計監理業務に係る無償資金協力を実施することとなった。

センターは1988年10月に開院の予定であり、センターの円滑な運営に必要な各分野の要員の養成は急務であるが、近代的リハビリテーションに関する研究、教育、医療等について総合的な活動を行う施設の運営経験が乏しいため、1985年12月中国政府は日本政府に対しプロジェクト技術協力を要請越した。

これを受けて、国際協力事業団は、1986年3月中国政府の要請内容の確認及び中国におけるリハビリテーションの現状調査のため事前調査を実施し、さらに同年9月具体的協力計画の策定のための長期調査を実施し、その結果をふまえて、1986年11月18日から11月26日まで技術協力実施のための協議を中国政府と行うため、国立身体障害者リハビリテーションセンター総長津山直一氏を団長とする実施協議調査団を派遣した。

調査団は中国政府関係当局と技術協力を実施するため両国政府の取るべき措置、事業内容及び計画等について協議し、その結果を「討議議事録」(R/D)、「暫定実施計画」及び「覚書」にとりまとめ署名した。

## 1.2 調査団の構成

団 長	津 山 直 一	国立身体障害者リハビリテーションセンター，総長
団 員	戸口田 三千尋	厚生省社会局更生課国立施設管理室，室長
団 員	二 瓶 隆 一	国立身体障害者リハビリテーションセンター，診療部長
団 員	長谷川 銈 穂	外務省経済協力局技術協力課，課長補佐
団 員	松 田 成 敬	厚生省大臣官房国際課，課長補佐
団 員	猪 俣 健	国際協力事業団医療協力部医療協力課



### 1.3 日 程

月 日(曜日)	調 査 内 容
11. 18(火)	東京 北京 (JL-781) JICA事務所担当者との日程打合せ
19(水)	JICA事務所, 日本大使館表敬・打合せ 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター 建設現場視察, 中国側関係者との日程打合せ
20(木)	中国側関係者とのR/D内容協議 中日友好病院視察, 第一分院視察
21(金)	中国側関係者とのR/D内容協議
22(土)	中国側関係者とのR/D内容協議
23(日)	資料整理
24(月)	中国側関係者とのR/D内容協議
25(火)	R/D署名, JICA事務所報告
26(水)	北京 東京 (JL-782)

#### 1.4 主要面接者

##### 〔中国残疾人福利基金会〕

鄧	樸	方	理 事 長
王	魯	光	副 理 事 長
林	用	三	副 秘 書 長
曲	德	貴	国 際 部 主 任
張		楠	〃 副 主 任
郭		菅	〃

##### 〔中国身体障害者リハビリテーション研究センター〕

劉		京	所 長
繆	鴻	石	副 所 長
吳	弦	光	〃
王	大	覚	臨 床 部 主 任
余	淑	華	炉 理 部 主 任
喬	志	恒	リハビリテーション部主 任
周	延	禎	外 事 所 副 所 長
王	淑	茗	〃
王	庆	前	外 事 所
馮	学	鋒	〃
季	全	珠	科 教 所 長
周		壯	

##### 〔中日友好病院〕

耿	德	章	病 院 長
蔣	立	才	リハビリテーション科主 任
曾	宪	法	外 事 所 副 所 長

##### 〔日本大使館〕

畠	中	篤	公 使
足	利	聖	書 記 官

##### 〔JICA中華人民共和国事務所〕

八	島	繼	男	所 長
木	村	信	雄	所 員
桑	島	京	子	〃

## 2. 要 約

(津 山 直 一)

中国肢体障害者リハビリテーション研究センターは日本政府による経済協力(無償資金協力)により目下北京市内に建設が進行中であり、1988年中に完成予定である。しかし中国におけるリハビリテーションの普及、理解の程度は低く、我が国における1950年代当初の段階にあり、リハ医師、リハ看護婦、P.T、O.T、義肢装具製作技術者などの養成はまだ緒についていない段階にあり、本センター建設の時点で直ちに効果的なセンター運用を可能ならしめるためには、1988年半ばまでの1年半ほどの期間中にこれらのリハ専門職員を速成しなければならない。本プロジェクト技術協力計画討議は津山直一団長以下6名の日本側実施協議チームが1986年11月18日より同月26日まで中華人民共和国北京市を訪問し、滞在期間中上記プロジェクトの有効な実施のための両国政府がとるべき必要な措置に関し中国側当局と意見を交換し、一連の討議を行い、同意事項につき討議議事録を作成調印した。

11月19日センター建設現場を視察、1987年半ばには日本側提供の建築資機材、同11月に医療機器搬入据付予定の旨確め、脊損病棟の位置、廁所の数、大きさ、廊下幅等につき確認した。

11月20日中日友好病院を訪問し、耿徳章院長、蔣立才リハ部長と会見、リハ専門職養成の場として同病院内の衛生技術学校を視察、P.T、O.T、リハナースの研修・教育がほぼ可能なことを認めた。さらに同病院リハ科の外国人用病棟が日本より派遣される教師陣の宿舎に当てられた場合の妥当性につき実地視察のうえほぼ満足できる(長期滞在は除く)ことを認めた。

次でセンター第一分院を訪れ臨床部主任王大覚、センター副主任呉弦光、看護部主任于淑華諸氏の案内説明を受け、センター開院迄の2年間にセンター運営、管理の経験を積み、軍病院の一病棟40床を措りて医師、ナース、O.T、P.T、等リハ専門職の病床側実地訓練を行いたい意図を確認、現在は入院患者はなく、未開棟であるが12月中に入院開始する予定との事、できるだけ早く日本側からリハ医療用諸機器を送られたき希望を受け、またそれが実現されないかぎり本分院の養成訓練機関としての有用性は発揮できないことを確認その必要性を認めた。手術室、麻酔、研究室、検査部門等軍病院と共用する部門もあるが、病棟自体は隔離しており、問題ないことを確認し、脊髄損傷、外傷など中日友好病院で教材として不足する症例についての実地修練機関としてほぼ適当であることを認めた。

専門職、ことに医師には漢方医(中医)よりリハに転じた者もあり、また一般に西洋医(西医)も伝統的中医のリハ関係技術、例えば気功、導引、按摩、針灸などは常用するのが現状であるから、この点は十分理解し、可能なかぎり中西結合の実をあげつゝ進めてゆくことが広大な中国全土の巨大な人口に対しリハビリテーションを普及せしめるうゑに極めて重要であることを感得した。

11月21日、22日には実施の具体案R/D内容につき逐条協議、教育内容、教材、教師陣

の派遣案、機器材供与内容、期日につき打合せを行った。

中国側としては中日友好病院の機器材を用いて今後長期にわたりセンターと協力して専門職、ことにリハ医師の養成計画をはかりたいこと、第一分院はセンター開設後は機器材を首都病院に移し、医師の卒後1年間のリハコースを開設する予定とのことで、治療のみならず老人医療、障害予防を含めトータルケアを目ざしたい由、中国側の包括的リハビリテーション体系を目ざした意欲が感じられた。

これらについては中日両側の合同委員会にもはかりつゝ進めてゆく予定とのことであり、日本の協力により中国リハビリテーション体系づくりの始動がなされるとすれば単なるセンター建設以上の意義があるのであろうと感じた。

本プロジェクトに関する協議進行は大幅に遅れ、1987年度当初より開始せねばならないに拘らずR/D署名がこの期に及んだため1986年度機材の中国到達は早くとも6月か7月初、遅くなれば7月末か8、9月になる可能性もあり、不確定要素を含むので、当初（ことに第一回リハ医養成コース）は機器材未着のまま教育養成を実施せねばならない場合にそなえてできるだけ視聴覚教材を準備し、実物教育は中日友好病院と第1分院を可能なかぎり使用して行う具体策を練る必要がある。第一回の医師養成コースはその意味で今後のすべての訪中教師陣に対する試行の経験を与え、第二回以後の研修実施の参考になりうるものとする。

訪中教師陣の宿舎に関しては中日友好病院のリハ部外国人病棟のほか希望に応じてホテルを選択しうること、交通機関の用意、1988年3月から5月の最多数教師陣訪中時（医師、P.T、ナース）の宿舎確保についても確認した。

講義は在日留学の経験のある日本語堪能者を通訳に準備するが、できるだけ視聴覚教材、黒板利用の筆談、図解、あらかじめ講義内容の大綱を中文に翻訳すること、中日リハ用語集の準備など配慮し、さらに中国のリハビリ教育は第一步を踏み出したばかりで、受講者のレベルも千差万別の可能性があり、できるだけレベルの低い受講者にも理解しやすい方法を用い、また理解できているか否かたえず確認しつゝ進めてゆくことが必須と考えられる。早急に第一回訪中派遣及び訪日研修者の具体的人選（中国側は既に完了）が必要であり、我が国の各分野のリハ専門家によびかけて国内での協力態勢、教師人材プール確保も急がねばならないことが痛感された。

11月24日、以上の討議内容をさらに吟味、補完、11月25日中国残疾人福利基金会事務局において、R/Dに署名した。

中日両国の本プロジェクト達成に対する熱意は高く、真摯且つ友好的に討議を終了した。センター建設のハードウェアに加え技術協力によるソフトウェアの供給が実を結べば中国における身体障害者リハビリテーションの今後の歩みを正しい方向に進めてゆく基礎となりうる真に大きな意義をもつ国際協力事業であることを痛感する。

### 3. 討議議事録の交渉経緯

#### 3.1 交渉経緯

(松田茂敬)

(1) 今回のR/D協議は、11月21日(金)から中国肢体障害者リハビリテーション研究センター事務所で開始されたが、それに先だって11月19日(水)及び20日(木)にリハビリテーション研究センター建設現場、中日友好病院及びセンター第一分院の視察が実施された。その概略は、以下のとおりであった。

- ① リハビリテーション研究センターについては、北京市建築会社が工事を担当しており、行政研究棟が1階以上の部分に着手、医療棟、病棟についても地下工事が進行中、更に職員宿舍棟1棟が内外装を残してほぼ完成している。なお、無償資金協力による日本からの建築資機材は、62年中ごろに着く予定である。
- ② 中日友好病院については、取所長よりリハの研修について全面的協力の意向表明があり、福利基金会との契約についても既に締結済みであることが確認された。

研修実施場所となる中日友好病院衛生学校の状況は、現在在校生464人、看護以外にカルテ管理、PT、OT、実験技師、中医、薬剤、統計、栄養、検査、放射線診断の9つの専門分野を有しており、入学資格は高卒程度(18才から21才まで)、ただし今年から中卒(16才)も入学しているとのことであった。就学期間は3年制で、2年間は基礎医学中心、そのあと1年間専門科目を履修。PT、OTは45名で現在第2年次である。

- ③ 第一分院については、ベッドは既に準備されているが(24ベッド)、機材は未整理の状態にある。分院側の説明では12月半ばころから患者を受け入れるとのことであった。

(2) R/D及び附随する事項についての協議経過は以下のとおりである。

- ① 11月21日(金)午前9:00~11:00 於リハビリテーション研究センター事務所  
ア 王魯光基金会副理事長及び津山直一実施協議チーム団長のあいさつの後、前々日、日本側から中国側に手交したR/D草案をもとに逐条ごとに協議を実施した。

冒頭R/D署名者について中国側は劉京基金会国内部主任を提案したが、日本側よりR/D署名者としては本来大臣又は次官が通例であるため、少なくとも理事長クラスが望ましい旨強調したところ中国側は王魯光副理事長を署名者とする旨回答があった。

イ R/D第1ページについては、その他の事項は問題なく合意。

R/D附属文書については、I~IVまでは中国側問題なし。

Vの2については、中国側からOT、PTの十分な人材の用意がないので「できるだけ」の文言を挿入したいとの提案があったが日本側よりその点は十分理解している旨の回答し、原案どおりとなった。

同文書V~IXまで中国側問題なし。特にⅥの1については、中国側より既に国家科学

技術委員会の了承を得ている旨報告があった。

同文書Xについては、中国側より「5年」の定義について質問があり、期間を明確にするため期限を「1991年11月24日まで」と明示することで合意した。

ウ 同文書附表Iについては、中国側問題なし。

附表IIに関連しては、中国側より長期派遣専門家の宿舎についてセンターの宿舎が完成すればそこを使用するか、準備事務所を使用することでどうかと質問があり、日本側として台所等が確保されれば異論がない旨回答がなされた。

附表III～VIIまで、中国側問題なし。

なお、附表IVに関する機材等のリストについては、同日日本側よりの案が中国側へ手交された。その際、日本側より期日の余裕がないのでリストに基づく昭和61年度及び62年度機材要請は早急に行ってほしい旨要望した。

エ R/D覚書1～3については中国側問題なし。

同覚書4については、「原則として」を削除することで双方合意。

同覚書6については、中国側より「(家族を含む)」を削除したい旨提案があった。

日本側としては回答を午後まで保留。

オ 会議再開、午後14:30～16:00

同覚書6についての中国側提案を日本側として検討した結果、中国側提案では、家族の分として必要とされる宿舎費の超過分を中国側で負担することが不明確となるので、不相当であるとして原案を再提示。中国側検討の結果、原案どおりで合意した。

カ 暫定的実施計画については、中国側より、中日友好病院について、1987年7月末まで専門家受入れ可能との回答があった。

また、中国側より第一分院において研修が行われるよう希望、その際医師、看護婦、OT、PTの1チーム4名の派遣を希望する旨表明があり、日本側としてもこれに合意した。なお、第一分院における研修は2か月程度となることを日本側より説明。

キ 中国側より1987年2月から7月までの中日友好病院における医師研修に機材供与を間に合わせてほしい旨要望があった。これに対し、日本側より、できるだけ努力はするが、手続上極めて困難であること、また、図書、スライド、ビデオ等により研修を有効ならしめるつもりであることを回答した。

ク 中国側より、2月に派遣される専門家のリストをできるだけ早く送付してほしい旨要望があった。これに対し、日本側より、帰国後早急に送付する旨回答した。

ケ 最後に中国側よりR/D等の中国側署名者の肩書は、実施協議代表及び福利基金会副理事長と併記したい旨要望があった。

② 11月22日(土)午前10:00～12:00

ア 前日の会議の最後に中国側より提案のあった署名者の肩書を代表団団長のみで訂正したい旨の申入れが中国側よりなされ、これに対し日本側が副理事長の肩書が望ましいとして難色を示したところ、中国側として副理事長の肩書のみで署名する案で合意した。

イ 当日の会議は、両国とも2グループに分かれて協議。津山団長、二瓶団員、戸口田団員のグループは機材関係及び教育関係の協議を実施。機材関係については、前日日本側より提示した案で中国側も合意。早急に中国側から要請書を出すこととなった。

長谷川団員、松田団員、猪俣団員のグループは、R/D等の英文の確認を中国側と行った。

③ 11月24日(月)

ア 午前中は、内部で打合せ。

イ 午後2:00～4:30於リハビリテーションセンター事務所

25日(火)のR/D署名の場所と時間について打合せるとともに、R/D署名文書の最終確認を実施した。

ウ 日本側より、61年度機材リスト中訓練機材が抜けているので、帰国後至急リストを送付する旨通報した。

また、日本側より専門家の要請書(A1)を早急に発出するよう申し述べた。

日本側より、1987年2月からの専門家の宿舎については、日本側が送付する専門家リストに中日友好病院とホテルの希望の別を付すこととしている旨確認した。

日本側より、中日友好病院における専門家の事務所の確保について、福利基金会と中日友好病院間で早急に取り決めてほしい旨要望した。

中国側より、61年度の視聴覚機材リストの中に露出計を入れたい旨提案があり、日本側は了承した。

④ 11月25日(火)午前10:00～11:00 福利基金会会議室にてR/D署名。署名者日本側津山直一団長、中国側王魯光福利基金会副理事長。

### 3.2 交渉上の問題点

(長谷川 銈 穂)

#### (1) 署名者

中国側は最初 R/D の署名者を残疾人福利基金会国内部主任劉京を指名した。これに対し日本側より先づ、わが国が途上国とのプロジェクト技術協力に関し行っている R/D のサインは関係者の大臣又は次官クラスがサインしているのが通例であるので関係監督官庁はどこかと質したのに対し、基金会の所管官庁はなく、独自の性格として政府より責任を負わされている。理事長は鄧小平の長男鄧樸方であり本件プロジェクトの運営の責任は基金会が当り、資金的には政府の援助を受ける旨説明があった。

劉主任は R/D 署名交渉の事実上の交渉権をもっているが、鄧理事長が本 R/D のサイン者となるのが適当と思われたので、同理事長がサイン者になって欲しいと要求したが本件に係る基金会の責任者である王魯光副理事長がサイン者となることに決定した。

しかし最終会議では、英文案に関し中国側はサイン者の肩書は中国残疾人福利基金会実施協議代表のみとし、副理事長の肩書はつけないことを主張（前回長期専門家チームのミニッツの際も同様なパターンを取ったとして）したが、わが方より R/D はミニッツよりも重要な文書であり、副理事長の肩書は入れる必要がある旨反論した結果、先方は代表をとり基金会副理事長とすることに同意した。

#### (2) プロジェクトの管理

当初「基金会が本件プロジェクトの実施について全責任を負う」とあったのを「中華人民共和国政府は、中国残疾人福利基金会を通じて」を入れ、合意した。本来ならば中国政府とせず、例えば保健省とか監督官庁があればその省名を明記した方が、より具体的責任の所在が明確化するが、前に述べたように直接的な監督官庁がないので、中国政府とした。

#### (3) 第 1 分院

(イ) 分院は解放軍 262 病院敷地内に設置されており、一番外れの病棟 3 階建ての 1 階に設置されており、正門からも入れるが、同分院用に別の門がある。既にベッド 24 と機具が配備されていた。同院は基金会と軍病院との間でセンター設置まで賃貸契約により設置したものである。2 階、3 階は軍病棟であるが分院側から 2、3 階への階段はなく独立した形となっている。重傷患者の病状検査の必要が生じた場合は軍病院の機器等必要最少限度のコンタクトは考えられる。

#### (ロ) 第 1 分院の取扱い

今回サインしたメモランダム中に、同分院はセンター完成までの暫定的なもので、入口に「基金会第 1 分院の看板を掲げること、必要な場合は同分院で実習、技術指導を実施する旨明記し、双方合意した。



#### (4) 長期専門家の宿舎

メモランダム6、宿舎費に関し、長期専門家（家族を含む）の括弧内の家族を含むを削除したい旨中国側より発言があった。その理由は最近中国に派遣された専門家の家族のことで、部屋数について問題が生じたため、中国側は今後は3部屋程度の大きさの家屋は提供したくないとの意向である。しかしわが方としては同フレーズの削除には出来ないとして反論した結果、科学技術委員会（中国側政府の技協窓口）と相談の上、わが方主張に同意した。

3.3 討議議事録

THE RECORD OF DISCUSSIONS  
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM  
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT  
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE PROJECT ON CHINA REHABILITATION RESEARCH CENTER

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Dr. Naoichi Tsuyama visited the People's Republic of China from November 18 to November 26, 1986 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project on China Rehabilitation Research Center in the People's Republic of China.

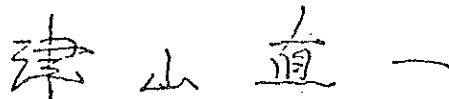
During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document Attached hereto.

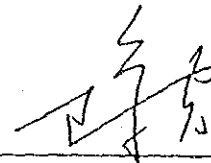
Each text done in duplicate in Beijing on November 25, 1986, in the Japanese, the Chinese and the English languages, is equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing,

November 25, 1986



Dr. Naoichi Tsuyama  
Leader of Implementation Survey  
Team  
J I C A  
J a p a n



Mr. Wang Luguang  
Deputy Director-in-chief of  
China Fund for the Handicapped  
The People's Republic of China

## ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing Project on China Rehabilitation Research Center (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of carrying out the training of personnel necessary to accomplish the tasks of the China Rehabilitation Research Center.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II. through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III. . The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or of other international organizations performing similar missions in the People's Republic of China.

### III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV. through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The Equipment referred to in 1. above will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered c. i. f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II. .

#### IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

#### V. SERVICES OF THE CHINESE COUNTERPART PERSONNEL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense the necessary services of the Chinese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V. .

2. The Government of the People's Republic of China will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in Annex II. for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA THROUGH THE AUTHORITIES CONCERNED

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expense:

- (1) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI. ;
- (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III. above;
- (3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the official travel of the Japanese experts within the People's Republic of China;
- (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the Equipment referred to in III. above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

3. The Government of the People's Republic of China will meet the charge of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in III. above.

## VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Government of the People's Republic of China will bear overall responsibility through China Fund for the Handicapped for the implementation of the Project.
2. The Director of China Rehabilitation Research Center as the Project Director, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the Project Director.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on matter pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in Annex VII. .

## VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

## IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Record of Discussion.

## X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Record of this Discussion will be five (5) years from November 25, 1986 to November 24, 1991.

## ANNEX I.

### MASTER PLAN

#### 1. Objective

The objective of the Project is to contribute to the establishment of modern and overall Rehabilitation technique in the People's Republic of China through implementation of the cooperation referred to in 2. and 3. below.

#### 2. Implementation of the Technical Cooperation

The Government of Japan will cooperate with the Government of People's Republic of China in carrying out the Project through the dispatch of the Japanese experts, acceptance of the Chinese personnel for training in Japan and provision of equipment, according to the annual implementation schedule agreed upon by both sides

#### 3. Fields of the cooperation

- (1) Rehabilitation Medicine
- (2) Physical Therapy
- (3) Occupational Therapy
- (4) Speech Therapy
- (5) Rehabilitation Nursing
- (6) Making Prosthetics, Orthotics and Technical Aids
- (7) Rehabilitation Engineering
- (8) Clinical Examination, Radiation Examination
- (9) Administration and Management for the China Rehabilitation Research Center
- (10) Other fields mutually agreed upon as necessary.

ANNEX II.

JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will dispatch the following Japanese experts:

- (1) Chief Advisor
- (2) Team Leader
- (3) Coordinator
- (4) Experts in the fields of Annex I. 3.

ANNEX III.

PRIVILEGES, EXEMPTION AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.
2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respects of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipments relating to their activities.
3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

ANNEX IV.

EQUIPMENT

Machinery, equipment and materials mutual agreed upon as necessary to the Project.



ANNEX V.

COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Director of the Project  
    Director of China Rehabilitation Research Center
2. Counterpart personnel to the experts as listed in Annex II.
3. Administrative and clerical staff
4. Other personnel mutually agreed upon as necessary.

ANNEX VI.

LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

The Government of the People's Republic of China will provide the following land, buildings and facilities necessary for carrying out the Project.

1. China Rehabilitation Research Center.
2. China - Japan Friendship Hospital  
    (up to opening of the China Rehabilitation Research Center)
3. Other land, buildings and facilities mutually agreed upon as necessary.

ANNEX VII.

JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will be held at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate the Annual Work Plan of the Project within the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the Technical Cooperation Program of the Project as well as the achievements of the above-mentioned Annual Work Plan.
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the Technical Cooperation Program of the Project.

2. Composition

(1) Chinese side:

① Chairman:

Deputy Director-in-chief of China Fund for the Handicapped

② Member:

- (a) Representatives of State Science and Technology Commission of the People's Republic of China
- (b) Director of China Rehabilitation Research Center
- (c) Deputy Director of China Rehabilitation Research Center
- (d) Leading Members of China Fund for the Handicapped
- (e) Other personnel concerned with the Project

(2) Japanese side:

- (a) Chief Advisor
- (b) Team Leader
- (c) Coordinator
- (d) Other experts
- (e) Resident Representative of JICA Office, China
- (f) Other experts and personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary

Note: Officials of the Embassy of Japan may attend the Joint Committee as observers.

中国肢体障害者リハビリテーション研究センタープロジェクト  
に対する日本の技術協力に関する日本側実施協議チームと  
中国側関係当局との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、国立身体障害者リハビリテーションセンター総長 津山 直一博士を団長とする日本側実施協議チーム（以下「チーム」という。）は中華人民共和国における中国肢体障害者リハビリテーション研究センタープロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、1986年11月18日より1986年11月26日までの日程をもって中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在期間中、チームは上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して中国側関係当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し、附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

1986年11月25日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

北 京 市

昭和61年11月25日

津山 直一

津山 直一 博士  
実施協議チーム団長  
国際協力事業団  
日 本 国

王 魯 光

王 魯 光  
中国残疾人福利基金会副理事長  
中 華 人 民 共 和 国

## 附 属 文 書

### I. 両国政府の協力

1. 日本国政府と中華人民共和国政府は、中国肢体障害者リハビリテーション研究センターがその使命を遂行するために必要とする要員を養成することを目的として、中国肢体障害者リハビリテーション研究センタープロジェクト（以下「当該プロジェクト」という。）の実施において相互に協力を行う。
2. 当該プロジェクトは附表 I の基本計画に基づいて実施される。

### II. 日本人専門家の派遣

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、附表 II に掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICA を通じて必要な措置をとる。
2. 上記 1. 項にいう日本人専門家及びその家族は、中華人民共和国において附表 III に掲げる特権、免除及び便宜を与えられるものとする。日本人専門家は、中華人民共和国において任務を遂行中、中華人民共和国において同様の任務を遂行する第三国の専門家又は国際機関の専門家に劣らない特権・免除及び便宜を享受する。

### III. 機材供与

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより附表 IV に掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材（以下「機材」という。）を自己の負担において供与するため、JICA を通じて必要な措置をとる。
2. 機材は、陸揚の港あるいは空港にて中国側関係当局へ C I F 建てにて引渡される時、中華人民共和国政府の財産となり、また、それらの機材は、附表 II に掲げる日本人専門家との協議をもって当該プロジェクトの実施のためのみに使用される。

### IV. 研修員受入れ

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより日本における技術研修のため、当該プロジェクトに関係する中国人を自己の負担において受入れるため、JICA を通じて必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

- V. 中国人カウンターパート及び事務職員の役務
1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、附表Vに掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務を自己の負担において保証するため、関係当局を通じ必要な措置をとる。
  2. 中華人民共和国政府は、当該プロジェクトのもとで技術の移転が効果的かつ成功裡に行うため、附表IIに定めた日本国政府により派遣される個々の日本人専門家に対応する適切な資質の人員を必要数配置する。
- VI. 中華人民共和国政府が関係当局を通じてとるべき措置
1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、自己の負担において下記を提供するために関係当局を通じて必要な措置をとる。
    - (1) 附表VIに掲げる土地、建物及び付帯施設
    - (2) 上記III条のJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、予備部品及びその他の物品の調達もしくは取替
    - (3) 中華人民共和国における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び市内交通費
    - (4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設
  2. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、次の経費を負担するため関係当局を通じて必要な措置をとる。
    - (1) 機材の中華人民共和国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費
    - (2) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費
  3. 中華人民共和国政府は、上記III条に掲げる機材に対し、中華人民共和国において課せられる関税、国内税及びその他の財政課徴金を負担する。
- VII. プロジェクトの管理
1. 中華人民共和国政府は、中国残疾人福利基金会を通じて当該プロジェクトの実施について全責任を負う。
  2. 当該プロジェクトの長である中国肢体障害者リハビリテーション研究センター所長は、当該プロジェクトの管理及び運営について責任を負う。
  3. 日本人チーフアドバイザーは、当該プロジェクトの長に対して当該プロジェクトの実施に関する技術面及び管理面の事項について、指導及び助言を与える。
  4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に関して必要な技術的事項について、技術指導及び助言を与える。
  5. 当該プロジェクトを効果的かつ成功裡に実施するため、附表VIIに掲げる機能及び構成による合同委員会を設置する。

VIII. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、又は、その遂行中に、もしくは、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意又は重大な過失による場合を除きその請求に関する全責任を負う。

IX. 相互協議

両国政府は、本討議議事録から生ずる、あるいは本討議議事録に関連する主要事項について相互に協議を行う。

X. 協力期間

本討議議事録に基づく当該プロジェクトの技術協力期間は、1986年11月25日より1991年11月24日までの5年間とする。

## 附表I.

### 基 本 計 画

#### 1. 目 的

当該プロジェクトは、中国肢体障害者リハビリテーション研究センターにおいて、下記 2及び 3に記載の協力を行うことにより中華人民共和国における近代的、総合的リハビリテーション技術の確立に寄与することを目的とする。

#### 2. 技術協力の実施

日本国政府は相互の合意による年次実施計画に基づき、日本人専門家の派遣、日本における研修のための中国人の受入れ及び機材の供与を通じて、当該プロジェクトの実施について中華人民共和国政府に協力する。

#### 3. 協力分野

- (1) リハビリテーション医学
- (2) 理学療法
- (3) 作業療法
- (4) 言語療法
- (5) リハビリテーション看護
- (6) 義肢・装具・福祉関連機器製作
- (7) リハビリテーション工学
- (8) 臨床・放射線検査
- (9) リハビリテーション研究センターの管理・運営
- (10) その他相互の合意による必要な分野

附表II.

日 本 人 専 門 家

日本国政府は、次の専門家を派遣する。

- (1) チーフアドバイザー
- (2) 専門家チームリーダー
- (3) コーディネーター
- (4) 附表I.の3の分野の専門家

附表III.

特権、免除及び便宜

1. 中華人民共和国政府は、海外から送金される報酬に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族の持ち込む個人的使用品及び業務に関連する機材に対して関税を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、医療の便宜を提供する。



附表IV.

資 機 材

相互の合意による当該プロジェクトに必要な機材、器具及びその他の材料

附表V.

カウンターパート及び事務職員

1. 当該プロジェクトの実施責任者  
中国肢体障害者リハビリテーション研究センター所長
2. 附表IIの日本人専門家に対するカウンターパート
3. 事務及び秘書職員
4. その他相互の合意による必要な職員

附表VI.

土地、建物及び付帯施設

中華人民共和国は、当該プロジェクトの実施のために必要な次の土地、建物及び施設を提供する。

- (1) 肢体障害者リハビリテーション研究センター
- (2) 中日友好病院（ただし、中国肢体障害者リハビリテーション研究センター開所まで）
- (3) 相互の合意による必要な土地、建物及び施設

## 附表VII.

### 合 同 委 員 会

#### 1.機 能

合同委員会は少なくとも年1回、及び必要が生じた時に開催され、次の機能を持つものとする。

- (1) 本討議議事録の枠内で当該プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 当該プロジェクトの技術協力プログラム全体の進捗及び、上記の年次計画の達成に関する検討を行う。
- (3) 当該プロジェクトの技術協力プログラムから生ずる、あるいは当該プロジェクトの技術協力プログラムに関連する主要事項につき検討し、意見交換を行う。

#### 2.構 成

##### (1) 中 国 側

###### ①委員長：

中国残疾人福利基金会副理事長

###### ②委 員：

- (a) 中国国家科学技術委員会の代表
- (b) 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター所長
- (c) 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター副所長
- (d) 中国残疾人福利基金会幹部
- (e) その他当該プロジェクトの関係者

##### (2) 日 本 側

- (a) チーフアドバイザー
- (b) 専門家チームリーダー
- (c) コーディネーター
- (d) その他の専門家
- (e) JICA北京事務所長
- (f) 必要に応じJICAより当該プロジェクトために派遣される調査団メンバー

(注) 在北京日本大使館員は、合同委員会にオブザーヴァーとして出席することができる。

中国方面有关部门与日本方面执行协议团  
关于为中国肢体伤残康复研究中心技术合作  
项目的会谈纪要

一九八六年十一月二十五日

于 北 京

中国方面有关部门与日本方面执行协议团  
关于为中国肢体伤残康复研究中心技术合作  
项目的会谈纪要

为商定在中华人民共和国建设中国肢体伤残康复研究中心有关技术合作计划详细内容，由日本国际协力事业团（以下称“JICA”）组织的以津山直一博士为团长的日本国方面执行协议团（以下称“协议团”），自一九八六年十一月十八日至一九八六年十一月二十六日访问了中华人民共和国。

在中华人民共和国逗留期间，协议团就两国政府为有效地实行上述计划所需采取的必需措施问题与中国方面有关部门交换了意见并进行了一系列的讨论。

讨论结果，双方同意就附件所载各事项，向各自政府提出建议。本纪要于一九八六年十一月二十五日在北京签订，一式二份，每份都用中文、日文和英文写成，三种文本具有同等效力。在解释上如有分歧，以英文本为准。

1986年11月25日

于北京

中华人民共和国  
中国残疾人福利基金会  
副理事长

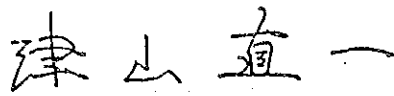
王鲁光



-----

日本国  
国际协力事业团  
执行协议团  
团长

津山直一 博士



-----

附件：

一、两国政府的合作：

(一)日本国政府与中华人民共和国政府为完成中国肢体伤残康复研究中心的使命，而培养所需要的专门人材。在实行中国肢体伤残康复研究中心项目（以下简称“该项目”）时进行相互合作。

(二)该项目按附表一的基本计划实施。

二、派遣日本专家

(一)根据日本国现行的法律及规章，日本国政府通过JICA采取必要的措施，按照日本国政府技术合作计划的通常手续，由自己（日本方面）负担费用，提供附表II所列的日本专家劳务。

(二)上述(一)项所提日本专家及其家属，在中华人民共和国可准予享受附表III所列的优惠待遇，免税和方便。日本专家在华工作期间，享有与在中国执行同样任务的其他第三国专家或国际机构的专家同样的优惠待遇，免税和方便。

三、提供机器设备

(一)根据日本国现行的法律和规章，日本国政府通过JICA采取必要的措施，按照日本国的技术合作计划的通常手续，由自己（日本方面）负担费用，提供附表IV所列的实施该项目所需要的机器设备和材料（以下称“器材”）。

(二)器材在卸货的港口或机场以到岸价格 (C I F) 交付中华人民共和国有关部门时, 即属于中华人民共和国财产, 且这些器材在与附表 II 所列举的日本专家的协议下, 只用于该项目的实施。

#### 四、接受进修人员:

(一)根据日本国现行的法律和规章, 日本国政府通过 J I C A 采取必要的措施, 按照日本国技术合作的通常手续, 由自己 (日本方面) 负担费用, 接受与该项目有关的中国人员在日本进修。

(二)中华人民共和国政府应通过有关部门采取必要措施, 保证中国人员在日本进修所获得的知识和经验有效地应用于该项目的实施。

#### 五、中国对等人员和事务职员劳务

(一)根据中华人民共和国现行的法律和规章, 中华人民共和国政府应通过有关部门采取必要措施, 由自己 (中国方面) 负担费用, 保证附表 V 所列举的中国对等人员及事务职员的劳务。

(二)中华人民共和国政府应配备必要数量的具有附表 IV 规定的日本政府派遣的各个日本专家相对应的程度合适的人员, 以便在该项目的实施中有效地、圆满地进行技术传授。

#### 六、中华人民共和国政府应通过有关部门采取如下措施:

(一)根据中华人民共和国的现行法律和规章, 中华人民共和国政府应通过有关部门采取必要措施, 由自己 (中国方面) 负担费用提供

下列条件:

1. 附表VI所列土地、建筑物和附属设施。

2. 除上述第三条通过JICA提供的器材之外的为实施该项目所需的机器、设备、器材、车辆、工具、备件和其他物品的供应或更换。

3. 日本专家在中华人民共和国内因公出差时的交通便利和市内交通费。

4. 日本专家及其家属所需的各有适当家具的住房设施。

5. 中华人民共和国政府根据中华人民共和国现行的法律和规章，通过有关部门采取必要的措施，负担如下经费：

1. 在中华人民共和国国内进行的器材的运输、安装、操作和维修所需要的经费。

2. 为完成该项目所需要的所有经营费用。

3. 中华人民共和国政府有关部门将负担对于上述第三条所列设备在中华人民共和国国内征收的关税、国内税和其他财政税。

## 七. 项目的管理

1. 中华人民共和国政府通过中国残疾人福利基金会对该项目的实施负有全部责任。

2. 该项目的领导人即中国肢体伤残康复研究中心主任，对该项



目的管理和经营负责。

(三)日本首席顾问应就与该项目实施有关的技术和管理方面的问题向该项目领导人提出建议并予以帮助。

(四)日本专家应就与该项目实施有关的必要的技术问题向中国对等人员提出建议并予以技术指导。

(五)为有效并成功地实施该项目，应根据附表 VII 所述的职能和人员构成，成立联合委员会。

八、对日本专家的索赔要求：

日本专家在中华人民共和国内由于执行任务或在执行任务过程中，或与执行任务有关过程中，发生对他们提出索赔要求时，中华人民共和国政府对该索赔要求负全部责任。但由于日本专家的故意行为或重大过失而引起的追究责任，则不在此限。

九、相互协商：

两国政府对由本会谈纪要产生的或与本会谈纪要有关的主要事项进行相互协商。

十、合作期限：

根据该会谈纪要该项目的技术合作期限自1986年11月25日起，至1991年11月24日终止，为期五年。

## 附表I

### 基本计划

#### (一)目的

由于在中国肢体伤残康复研究中心，实行下述2和3中记载的合作项目，为在中华人民共和国确立现代化的、综合的康复技术体系作出贡献，即为该项目之目的。

#### (二)技术合作的实施

日本政府根据双方达成的协议而实施的年度计划，通过日本专家的派遣，接受在日本进修的中国人员及提供器材，与中华人民共和国合作实施该项目。

#### (三)合作领域

- (1) 康复医学
- (2) 物理疗法
- (3) 作业疗法
- (4) 语言疗法
- (5) 康复护理
- (6) 假肢、支具及与技术辅助器
- (7) 康复工程
- (8) 临床、放射线检查
- (9) 康复研究中心的管理和经营
- (10) 其他双方认为需要的领域

## 附表 II

日本专家

日本政府派遣下列专家

(一)首席顾问

(二)专家组组长

(三)业务协调员

(四)附表 I 第 3 项中所列领域的专家。

## 附表 III

优惠待遇、免税和方便条件

(一)中华人民共和国政府免除对国外汇进的新金或与其有关可能征收所得税和其他税款。

(二)中华人民共和国政府对日本专家及其家属带入的自用品和与其业务有关的机器设备免征海关税。

(三)中华人民共和国政府提供医疗方便

## 附表 IV

物资器材:

双方一致同意的该项目所需的器材、工具及其他材料。

附表 V

对等人员和事务职员

(一) 该项目的实施负责人为中国肢体伤残康复研究中心主任。

(二) 与附表 II 的日本专家对等人员。

(三) 事务及秘书职员。

(四) 其他双方一致同意的所需职员。

附表 VI

土地、建筑物及附属设施:

中华人民共和国提供为实施该项目所需要的土地、建筑物及设施。

(一) 中国肢体伤残康复研究中心。

(二) 中日友好医院 (但是, 到中国肢体伤残康复研究中心开院为止)。

(三) 双方一致同意所需要的土地、建筑物及设施。

## 附表Ⅳ

### 联合委员会:

#### (一) 职能

联合委员会会议至少每年开一次或必要时召开,它具有如下职能:

1. 在本会议纪要范围内,制定该项目的年度计划。
2. 对整个技术合作计划的进度和上述年度计划的完成情况进行研究。
3. 对由技术合作计划产生的或对有关技术合作计划的主要问题,进行研究和交换意见。

#### (二) 组成:

##### 1. 甲方

##### (a) 主席

中国残疾人福利基金会副理事长

##### (b) 委员

(1) 中国国家科学技术委员会代表

(2) 中国肢体伤残康复研究中心主任。

(3) 中国肢体伤残康复研究中心副主任。

(4) 中国残疾人福利基金会干部

附表Ⅳ

联合委员会：

(一) 职能

联合委员会会议至少每年开一次或必要时召开，它具有如下职能：

1. 在本会议纪要范围内，制定该项目的年度计划。
2. 对整个技术合作计划的进度和上述年度计划的完成情况进行研究。
3. 对由技术合作计划产生的或对有关技术合作计划的主要问题，进行研究和交换意见。

(二) 组成：

1. 甲方

(a) 主席

中国残疾人福利基金会副理事长

(b) 委员

(1) 中国国家科学技术委员会代表

(2) 中国肢体伤残康复研究中心主任。

(3) 中国肢体伤残康复研究中心副主任。

(4) 中国残疾人福利基金会干部

(5)其他与本项日有关的人员。

2.日方:

(a) 首席顾问

(b) 专家组组长

(c) 协调员

(d) 其他专家

(e) J I C A 驻北京事务所长

(f) J I C A 根据该项目的需要派遣的调查团团员。

注:日本驻北京大使馆人员可做为观察员出席联合委员会。

3.4 暫定実施計画

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE PROJECT ON CHINA REHABILITATION RESEARCH CENTER

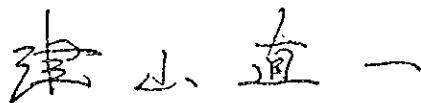
The Japanese Implementation Survey Team and China Fund for the Handicapped of the People's Republic of China have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as attached hereto.

The Tentative Schedule of Implementation has been formulated in connection with 1-2 of the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and China Fund for the Handicapped of the People's Republic of China on condition that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project. The Schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when necessity arises in the course of implementation of the Project.

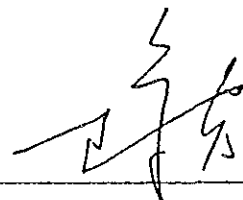
Each text done in duplicate in Beijing in the Japanese, the Chinese and the English languages, is equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing,

November 25, 1986



Dr. Naoichi Tsuyama  
Leader of Implementation Survey  
Team  
J I C A  
J a p a n



Mr. Wang Luguang  
Deputy Director-in-chief of  
China Fund for the Handicapped  
The People's Republic of China



TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION  
( UP TO THE OPENING OF THE CHINA REHABILITATION RESEARCH CENTER )

	1986/87	1987/88	1988/89	1989/1990
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8
DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS (Rehabilitation Research Center) Doctor  (China-Japan Friendship Hospital) Doctor  PT • OT  Nurse  (First Branch Spinal Cord Unit of CRRC) Technical Guidance Team (Dr., PT • OT, Ms. etc)		16 experts ( term: 1 month )   7 experts ( term: 3 months-1 year )  3 experts ( term: 3 months )	16 experts ( term: 1 month )      16 experts ( term: 1 month )	*Opening of the Center • • • 16 experts ( term: 1 month ) • • • • • • • • • •
COUNTERPARTS TRAINING IN JAPAN	5 counterparts ( within 1 year ) • Doctor • Prosthetist & Ortholot • Rehabilitation Engineer	5 counterparts (3-8 months)  • Nurse	5 counterparts ( 1 year )  • Doctor (including PT OT)	
PROVISION OF THE EQUIPMENT	• Medical Equip. • Training Equip. • Audio Visual Equip. • etc.	• Medical Equip. • Training Equip. • Audio Visual Equip. • Nursing Equip.	• Medical Equip. • Training Equip. • Audio Visual Equip. • etc.	

中国肢体障害者リハビリテーション研究センタープロジェクト  
に対する日本の技術協力に関する暫定実施計画

日本側実施協議チームと中国残疾人福利基金会は、当該プロジェクトの暫定実施計画を共同で作成した。

この暫定実施計画は、日本側実施協議チームと中国残疾人福利基金会との間で当該プロジェクトの実施に必要な予算が確保されることを前提として合意した議論議事録の付属文書中のI-2に基づき策定された。本計画は、当該プロジェクトの実施段階において必要が生じた場合、議論議事録の枠内で変更されるものとする。

北京でひとしく正文である日本語、中国語及び英語による本書2通を作成した。

解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。

北 京 市

1986年11月25日

津山直一

津山直一 博士  
実施協議チーム 団長  
国際協力事業団  
日本 国

王 魯 光

王 魯 光  
中国残疾人福利基金会 副理事長  
中 華 人 民 共 和 国

研究 施設 整備 計画 報告 書  
 (リハビリテーション研究センター開所時まで)

	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90
日本人専門家の派遣 [リハビリテーション研究センター] 医師 [中日友好病院] 医師 PT・OT 看護	1 2 3 約16名(期間: 約1ヵ月)	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 約16名(期間: 約1ヵ月)	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 約16名(期間: 約1ヵ月)	4 5 6 7 8 約16名(期間: 約1ヵ月)
[第一分院] 技術指導チーム (医師、PT・OT、看護、他)		約7名(3ヵ月~1年)		
日本でのカウンターパート 研修	5名 1年以内 ・医師 ・補装具技師 ・リハエンジニア	5名 (3~6ヵ月) ・看護婦	5名 (1年) ・医師(含PT・OT担当)	
機材供与	・医療機材 ・調練機材 ・視覚覚醒機材 ・他	・医療機材 ・調練機材 ・視覚覚醒機材 ・看護機材、他	・医療機材 ・調練機材 ・視覚覚醒機材 ・他	

关于日本为中国肢体伤残康复研究中心  
项目进行技术合作的暂定实施计划

日本执行协议团与中华人民共和国残疾人福利基金会代表团共同制定了该协作项目的暂定实施计划。

该暂定实施计划是日方执行协议团与中华人民共和国残疾人福利基金会代表团之间以确保实施该协作项目所必要的预算为前提，根据双方同意的会谈纪要的附件1~2而制定的。在该协作项目实施期间，本计划如有必要变更，可在会谈纪要的范围内进行。

本计划正文用日文、中文、英文在北京签署各一式两份，如解释有分歧时，以英文本为准。

1986年11月25日

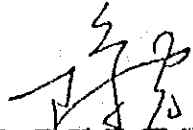
于北京

中华人民共和国

中国残疾人福利基金会

副理事长

王 鲁 光



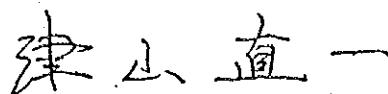
日本国

国际协力事业团

执行协议团

团长

津山直一 博士



暂定图实施计划画

(截至中心开业为止)

	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8
派遣日本专家 (麻生研究中心) 医师			非中心开业 约16名(期间:约1个月)	约16名(期间:约1个月)
仰日友环病院) 医师 PT, OT		约16名(期间:约1个月)		
(第一分院) 技术指导员 (医师、P.T、O.T、 护理、其他)		约7名(3个月~1年)	约3名(约8个月)	约4名(约2个月)
在日本进修的对等人员	5名 (1年以内) 医师 假肢 康复工程师	5名 (3~6个月) · 护理	5名 (1年) · 医师(含P.T O.T担当)	
器材的提供	· 医疗器材 · 训练器材 · 视听觉器材 · 材、其他	· 医疗器材 · 训练器材 · 视听觉器材 · 护理器材、其他	· 医疗器材 · 训练器材 · 视听觉器材 · 其他	

3.5 覚 書

UNDERSTANDINGS OF THE MINUTES OF MEETING  
ON THE RECORD OF DISCUSSIONS  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE PROJECT ON CHINA REHABILITATION RESEARCH CENTER

The Japanese Implementation Survey Team and China Fund for the Handicapped have jointly agreed upon and signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on the Japanese technical cooperation for the Project on China Rehabilitation Research Center.

Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provision in the R/D.

1. Both sides agreed that the term "personal effects" as referred to in Annex III.2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts and their families.
2. Both sides agreed that the term "Machinery and equipment" relating to in Annex III.2. of the R/D includes one motor vehicle per each family which will be used by the Japanese experts and their families.

3. As for "Land, buildings and facilities" as referred to in Annex VI. of the R/D,

(1) Up to the opening of China Rehabilitation Research Center, the technical cooperation will be conducted at China-Japan Friendship Hospital. However, a part of practical exercise and/or technical instruction will be conducted at First Branch Spinal Cord Unit of China Rehabilitation Research Center when necessity arises.

(2) First Branch Spinal Cord Unit of China Rehabilitation Research Center is recognized as a tentative site for the practical exercise and the technical instruction during the period from the beginning of the Project up to the opening of China Rehabilitation Research Center, and to clarify that First Branch Spinal Cord Unit of China Rehabilitation Research Center is belonging to China Fund for the Handicapped should indicate the name of the facility as "First Branch Spinal Cord Unit of China Rehabilitation Research Center".

4. Of the equipment listed under Annex IV. of R/D, such equipment as to be used concerning the above mentioned 3.(1) shall be transferred to the said center on and after the opening of China Rehabilitation Research Center.

5. As for the transportation fares as referred to in VI.1.(3) of the Attached Document of the R/D, the Japanese side expressed that travelling expense between cities would be borne by the Japanese side.

6. As for the housing accommodations referred to in VI.1.(4) of the Attached Document of the R/D and residence charge of Japanese experts in the People's Republic of China, the Chinese side expressed that it would provide suitable measures in accordance with the conditions stated as follows of the existing agreement between the two Governments.

Chinese side expressed that it would provide suitable residence for the Japanese experts, and that it would provide suitable residence installed suitable cooking conditions in principle especially for the long-term experts accompanied by their families.

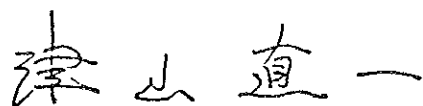
As for the residence charge, the Chinese side also expressed that it would pay for the short-term experts the amount of the difference between the actual charge and 100 yuan per day, and that it would pay for the long-term experts (including their families) the amount of the difference between the actual charge and the residence allowance paid by the Japanese Government.

As against the above expression, the Japanese side expressed that at the time of dispatch, it would present the grade and the maximum of the residence allowance of the long-term experts in the People's Republic of China.

7. To accomplish the technical transfer under the Project without delay, the Chinese side will complete the construction of China Rehabilitation Center and open it as scheduled.

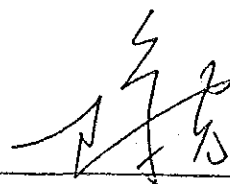
Beijing,

November 25, 1986



---

Dr. Naoichi Tsuyama  
Leader of Implementation Survey  
Team  
J I C A  
J a p a n



---

Mr. Wang Luguang  
Deputy Director-in-chief of  
China Fund for the Handicapped  
The People's Republic of China



中国肢体障害者リハビリテーション研究センタープロジェクトのための  
技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議チームと中国残疾人福利基金会は、相互に合意し、中国肢体障害者リハビリテーション研究センター（以下「リハビリテーション研究センター」という。）プロジェクトのための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

以下には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために双方により合意された内容を記録することとする。

1. R/D附表IIIの2に記載されている「個人的使用品」には日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれる。
2. R/D附表IIIの2に記載されている「業務に関連する機材」には、日本人専門家及びその家族により使用される一家族当たり1台の自動車が含まれる。
3. R/D附表VIに記載されている土地建物及び施設については、
  - (1) リハビリテーション研究センター開所以前の技術協力は中日友好病院において行う。ただし、必要ある場合にはリハビリテーション研究センター第1分院においても実習及び技術指導を行う。
  - (2) 第1分院は、リハビリテーション研究センターが開所されるまでの、暫定的な実習及び技術指導の場所と位置づけられ、同分院が中国残疾人福利基金会に所属する施設であることを明確にするため、施設名「中国肢体障害者リハビリテーション研究センター第1分院」の表示をする。
4. R/D附表IVに記載されている資機材のうち、上記3の(1)に関連して使用される資機材は、リハビリテーション研究センター開所後は 同センターに移動されるものとする。
5. R/D付属文書VI条1.(3)に述べられている交通費については、日本側は都市間の交通費を日本側にて負担する旨表明した。

6. R/D付属文書VI条1.(4)に述べられている日本人専門家の住居施設について中国側は、両国間で合意している次の条件に従って、適切な措置を講ずる用意がある旨表明した。即ち中国側は、日本人専門家に対し適切な宿舎を提供する用意があり、なかでも長期専門家のためには可能な限り自炊条件を具備した宿舎を提供し、特に家族を同伴する長期専門家のためには、原則として自炊条件を具備した宿舎を提供する用意がある旨表明した。

また、宿舎費について中国側は、短期専門家については1日当り100元を超える金額を、長期専門家（家族を含む）については、専門家本人の宿舎費が日本政府が専門家に支給する住居手当よりも高額な場合にあつては、その超過部分の金額を中国側にて負担する容易がある旨表明した。

これに対し日本側は、長期専門家を派遣する際、当該専門家の中国における住居手当の等級及び上限額を中国側に提示する旨表明した。

7. 協力期間中に技術移転が遅延なく行なわれるためリハビリテーション研究センター建設は、計画通り終了し開所すること。

北 京 市

昭和61年11月25日

津山直一

津山直一 博士  
実施協議チーム団長  
国際協力事業団  
日 本 国



王 鲁 光  
中国残疾人福利基金会副理事长  
中 華 人 民 共 和 国

关于为实施中国肢体伤残康复研究中心

进行技术合作的会谈纪要备忘录

一九八六年十一月二十五日

于 北 京

## 关于为实施中国肢体伤残康复研究中心计划 进行技术合作的会谈纪要备忘录

经日本方面执行协议团与中国残疾人福利基金会双方同意，签署了为实行中国肢体伤残康复研究中心（以下称“康复中心”）计划进行技术合作的会谈纪要（以下称“R / D”）。

为了明确R / D中所规定的一些特定事项，现将双方达成协议的内容记录如下：

(一) R / D附表Ⅲ的第二项所记载的“自用物品”，系包括日本专家及其家属为了个人使用而从国外带进来的某些家具什物。

(二) R / D附表Ⅲ第二项中所记载的“与业务有关的机器和设备”包括日本专家及其家属所使用的每家一辆汽车。

(三) 关于R / D附表Ⅵ中记载的土地，建筑及设施：

(1) 康复中心开院之前的技术合作在中日友好医院进行。但是，在必要时，也可以在康复研究中心第一分院进行实习和技术指导。

(2) 第一分院为康复研究中心开院前暂定的实习和技术指导场所，为明确该分院是隶属于中国残疾人福利基金会的机构，其名称用“中国肢体伤残康复研究中心第一分院”表示。

(四) 在R / D附表Ⅳ中所记载的设备器材中，有关上述3—(1)所

使用的设备器材，在康复研究中心开院后，移交康复研究中心。

(四) R / D 第 VI 条 1 (3) 中所记载的交通费。日方同意城市之间的交通费由日本负责。

(五) 关于 R / D 附件 VI-1 (4) 中所载的日本专家住房的设施，中方同意按照两国政府协商决定的下述条件采取适当的措施，即：中方同意为日方专家提供适当的宿舍，其中尽可能为长期专家提供带有厨房的宿舍。特别是对携带家属的长期专家，原则上提供带有厨房条件的宿舍，并且宿舍费用，中国表示同意短期专家每天超过 100 元以上的部分和长期专家（包括家属）如超过日本国政府为专家本人提供的宿舍费用时，其超额部分由中方负担。

为此，日方表示在派遣长期专家时，日方向中方提供该专家在中国使用宿舍费用的等级及费用的最高上限额。

(六) 为了在合作期间内，按时进行技术转让，康复研究中心的建设应按计划完工并开院。

1986年11月25日

于北京

中华人民共和国

日本国

中国残疾人福利基金会

国际协力事业团

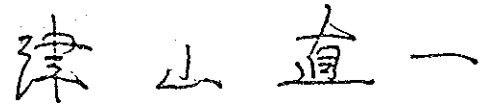
副理事长

执行协议团

团长

王鲁光

津山直一 博士



## 4 プロジェクト実施上の留意点

### 4.1 実施体制

(戸口田 三千尋)

本題については、建物及び設備の物的条件と、教育指導に当たる医師を始めとするスタッフ並びにその補助者を含めた人的条件に大別して述べることにする。

#### (1) 物的条件

R/D付表に示された如く、リハ研究センター完成までの間、中日友好病院及びリハ研究センターが特設した第1分院において、教育指導が行われることとなったが、両所の状況よりみて、教育指導上、確認を必要とし、又はその状況では円滑な指導が懸念される事項及びそれに対する措置等について行った要請の概要は次のとおりである。

#### ア 教育訓練設備

##### (イ) 中日友好病院

- (a) 教室は同病院付属衛生学院に専用教室が確保される。なお、必要に応じて階段教室の使用も可能であること。なお、映写による場合の暗幕等の実在の確認は未了である。
- (b) 実習室については、看護用(ベット有)は同学院にあるが、PT・OT用の室は無いので病院リハ部門に機材を含めて確保する必要がある。同部門の専任者(蔣氏)はこの件につき協力を約した。
- (c) 教官控室及び機材置場については、同学院4階の一室が使用できる旨の申出があり確認したところ2名用の控室としては適当だと思われたので、その旨学院長に伝えた。なお、本件は基金会が正式に申入れする必要があると思われるので、22日センター副主任繆氏にその旨伝えた。

しかし、63年には常時9~13人の指導員が派遣されることとなるので、増室する必要がある。

- (d) 中日友好病院長は、リハ部門は300床を用意しているがリハ用機材等の不足の為に有効に機能していないこと、同病院のリハは西医と中医を併用してやりたいこと、対象は脳血管障害、体麻痺が主で脊損に手をつけていない等述べた。同病院、学院での実を挙げるには、日本側の機材の早期提供が欠かせないと思われる。

##### (ロ) 第1分院

- (a) 同病院は開放軍262病院の一部を借り受け、更に同敷地内に増設したものであり40床のスペースがあるが、責任者の言によれば、当面20床をもって、本年12月中に事業を開始する予定である。
- (b) 同病院の敷地及び出入口は明確にセパレートされており、その他通路等各部門についても同病院が軍病院の一部と解されない様基金会として種々配慮されている。

(c) 院内の医療設備は、ベット及び若干のリハ用器具が用意されているのみで、現状のままでは、12月開院は無理であると感じられた。恐らく基金会は、国内で調達し得る機材を整備し、開院するであろうが、リハ研究センター開設までに果すべき本分院の役割を考えると日本側の機材の早期提供が必要であると痛感される。

なお、手術は、軍病院の設備を利用して行うこととしているが、ベット数等よりみて独自の設備を持つことは非効率であり、止むを得ないものと思料される。

(7) 本センター開所後における本プロジェクトにより提供された機材の活用方針について本件について、リハ研究センター副主任より次のとおり意向が示された。なお、この方針は、RDの覚書第3項に基づき処理された後の中国側における処理に関するものである。

(a) 中日友好病院分については、看護婦等の養成事業を共同で推進していく観点から、その大半の部分の管理を同病院に委ねたいこと。

(b) 第1分院については、目下北京医学院との間において、リハビリテーションへの従事医師の研修についての共同事業を進めているが、ほぼ話が固まったところであり、そうならば同分院の機材については、北京医学院にその管理を委ねたいこと。(いずれにしても第1分院に存置することは考えない。)

#### イ 派遣専門家用宿泊設備

宿泊設備の確保については、R/D及び覚書により中国側がその責を負うこととなっているが、なお、次のとおり調整が行われた。

(7) 中国側としては、宿泊場所は、専ら中日友好病院リハ病棟2F(外国人用ベット部門)を考えており、当該居室(病室)は、ツインルームで1日約1000元である。

(イ) (7)の居室は、スペース及び設備(バス、トイレ、テレビ、冷蔵庫付)からみて、適当であると思われる。(特に1~2ヶ月間の短期の者及び冬季間に派遣された者には交通食事面で苦勞が少ない利点がある。)

なお、中日友好病院への技術協力にかかる派遣専門家の中に院内居住を忌避している例があるので、居住条件、環境等について、その事例発生の要因を確認し、事前にその対処策を検討しておく必要があること。

(ウ) 滞在期間が6ヶ月~1年に及ぶ職員については、同病院外(ホテル等)に居住を希望する者もあることが予測されることから、「期間を特定せず」院外の宿泊設備を希望する者については、当該派遣職員リストを送付する際に、その希望内容について通知することとし、中国側はそれに基づき努力する旨約した。なお、その際非公式ながらホテルの水準として「日壇ホテル」程度を希望する旨伝えた。



(2) 人的条件

ア 日本側の教育訓練に際して、必要な中国側要員について次の者の確保を要請し、中国側の応諾を得た。

(イ) 各訓練課程（医師，P T，O T，看護婦）毎に1名以上の通訳

(ロ) “ （ “ ）毎に1名以上の助手

その際、中国側は通訳のリストは現在2名しか持合せていないこと。及び当該通訳が専門用語を適確に翻訳し得るか否か懸念している旨述べ、日中両国語の主要語対照表等の作成及び通訳に対する事前レク等の実施の要請があった。

イ 日本側の派遣専門家については、それぞれ派遣期日の3ヶ月前にリストを中国側に送付する様、求められた。

なお、1987年2月からの第1回医師研修については、2月～3月中のリストを早急に送付してもらいたいとのことであった。

## 4.2 実 施 計 画

### (1) 中日友好病院への日本側専門家派遣

前回ミッションにて討議した内容をもとに、暫定的実施計画案を呈示したが、中国側も同意した。

#### A. 医師研修専門家派遣に関して

##### a. 開始年月日

2月10日前後ないし3月初めに開始

##### b. 終了年月日

8月31日までに終了

##### c. 対象受講者

1回40名、全国より希望者を募る。

リハセンターよりDr10名、中日友好病院より5名がこれに含まれる。

##### d. 研修について、中国側の申し出で

\* Dr.の経験年数、レベルにはかなりの差がある。

\* 物療内科出身のDr.が多く、整形外科出身は少ない。

\* ベッドサイドでの実習も希望する(例えば午後の時間)

\* 月曜日より土曜日まで1日6時間授業。

土曜日は午前中まででも可。

\* 3ヶ月前までに講師名と講義種目、範囲を知らせて欲しい。

実習に必要な患者を入院させて準備しておくため。

\* 通訳は満足できない場合があるので、できれば教科書や講義内容を知らせて欲しい。中国側で予め翻訳しておきたい。

\* 脊髄損傷のみでなく、老人、片麻痺などリハ全域についての講義を希望。

\* 日本側の機材供与が遅れるので、実習方法に考慮を要する。

#### B. PT, OTの派遣に関して

a. 前回ミッションで討議した実施計画案に変更なし。

b. 実習場所整備のための中日友好病院、分院への機材供与が間に合わぬ場合、実習の多いこの部門では派遣に問題あり。

c. 中国側は実習用の患者を、できるだけ講義のコースに合わせて集める。

#### C. 看護婦の派遣に関して

a. 前回ミッションで討議した計画実施案に変更なし

b. 実習室(人形10体あり)があるが、部屋の使用にあたっては他のクラスとの調整が必要。

D. 講師室の整備

a. 学院4階に一部屋確保。

(2) 第一分院に対する技術指導に関して

- a. Dr., Ns., PT, OT. 各一名の派遣を希望
- b. 88年3, 4, 5月の内の2カ月間派遣予定
- c. 分院では主として胸髄損傷, 腰髄損傷を扱う予定
- d. 分院整備のため早急な機材供与希望

(3) 機材供与

前回ミッションに呈示された内容を検討し, 各年度毎の品目表を呈示。

a. 61年度分

露出計	1個
シャワー用車椅子	1台
トイレ用車椅子	1台

訓練機材を加えること

b. 62年度分

呈示のままで同意

c. 63年度分

合同委員会で再度調整

(4) 中国側よりの研修受け入れ

a. 研修者人数

61年	5名	
62年	4名	科学技術委員会より発表(ただし余裕があれば5名)

b. 受け入れ時期

62年2月ないし3月より1年間の研修を開始予定

c. 中国側は62年は看護婦9~10名を希望していた。

(5) 専門家住居の問題

a. 宿泊場所

短期専門家: 中日友好病院かホテル(前回の話し合いと同じ)

専門家名と希望する宿泊所を3カ月前に中国側に通知する。

長期専門家: 家具付住居(前回話し合いと同じ)

(6) 合同委員会の開催

\*今後必要に応じて開催されるが, とりあえず初回は, 第一回医師研修会の後で委員会を開き, 分院の整備具合を見たうえで, PT., OT., NS., Dr. のその

後の研修会および分院技術者指導の方法を検討する予定